

ページ	該当箇所	誤	正	更新年月
154	(4)代理受領と第三者のためにする契約との関係	代理受領と第三者のためにする契約の違いは、代理受領はCA間で、Bからの弁済を受領する権限をAがCに委ねる委任契約を締結し、Bが承諾している関係であり、BはCに対して直接債務を負っているわけではないのに対して、第三者のためにする契約は、AB間の契約であり、Bが直接Cに債務を負う点である。	代理受領と第三者のためにする契約の違いは、代理受領はAB間で、Cからの弁済を受領する権限をBがAに委ねる委任契約を締結し、Cが承諾している関係であり、CはAに対して直接債務を負っているわけではないのに対して、第三者のためにする契約は、BC間の契約であり、Cが直接Aに債務を負う点である。	20/01
171	■債務不履行責任と不法行為責任との比較 不法行為の欄、賠償義務者多数の場合	共同不法行為の場合 →不真正連帯債務(判例)	共同不法行為の場合 →連帯債務(判例)	20/01
176	冒頭タイトル	三 代位されうる権利	三 被代位権利	20/01
206	(2)相殺(439) ②Aが相殺を援用しない間	→Aの負担部分の限度において、他の連帯債務者(B・C)は、債権者甲に対して債務の履行を拒むことができる(439Ⅱ)。B・Cは、Aの負担部分である50万円について、甲からの請求を拒むことができる。	→Aの負担部分の限度において、他の連帯債務者(B・C)は、債権者甲に対して債務の履行を拒むことができる(439Ⅱ)。B・Cは、Aの負担部分である100万円について、甲からの請求を拒むことができる。	20/01
208	(b)	連帯債務者の1人に対して債務の免除がされ、又は連帯債務者の1人のために、時効が完成して債務の免除がされ、又は連帯債務者の1人のために時効が完成した場合においても、他の連帯債務者はその1人の連帯債務者に対し、各自の負担部分に応じた額の求償権を行使することができる(445・442Ⅰ)。	連帯債務者の1人に対して債務の免除がされ、又は連帯債務者の1人のために、時効が完成した場合においても、他の連帯債務者はその1人の連帯債務者に対し、各自の負担部分に応じた額の求償権を行使することができる(445・442Ⅰ)。	20/01
209	④(4)(a)3行目	(445・442Ⅰ)	(443Ⅰ・442Ⅰ)	20/01
210	⑤連帯債務者中に無資力者がいる場合の③	負担部分がB300万円、ACが0円で、Aが甲に300万円弁済したが、Cは無資力であった場合(444ⅠⅡ)	負担部分がC300万円、ABが0円で、Aが甲に300万円弁済したが、Cは無資力であった場合(444ⅠⅡ)	20/01
226	冒頭の図表	相殺の援用	相殺の抗弁権	20/01
229	2 共同保証人間の求償権の図	別紙に差替え		20/01
237	3(1)原則 4行目	際権	債権	20/01

256	■ 債務引受けの意義及び種類 併存的債務引受, AC間の契約	Bの意思に反しても可	Bの意思に反しても可	20/01
257	2 効果 ③	③ 引受人は併存的債務引受けの効力が生じた時に債務者に対して主張することができる抗弁を持って、債権者に対抗できる(471 I)。 → 債務者に対して主張することができる抗弁についても債権者に対抗できる ∴ 併存的債務引受けは第三者のためにする契約であるから。	③ 引受人は併存的債務引受けの効力が生じた時に債務者が主張することができた抗弁を持って、債権者に対抗できる(471 I)。	20/01
264	二 弁済受領者 1 債権者又は弁済受領権限ある者	弁済は、債権者又は債務者から弁済受領権限を与えられた者～	弁済は、債権者又は債権者から弁済受領権限を与えられた者～	20/01
288	2要件①-相対立する債権の存在 例外 I	iii 債務者 → 譲渡人に～	iii 全文削除	20/01
296	(c)の図の直後の一文	BはCに支払を強制できず、CはBに相殺を対抗することができない。	削除	20/01
	下から3行目	■ 関連判例 ■ □ 債権の質入れにおける～できない(大判大5.9.5)。	削除	20/01
298	冒頭の判例のワンポイント解説	ワンポイント解説 この判例は、差押えのケースの～評価することができる。	削除	20/01
298	三 相殺の方法① ■ 関連判例 ■ 及びワンポイント解説	■ 関連判例 ■ □ 受動債権が譲渡され、～行う(最判昭32.7.19)。 ワンポイント解説 第三者に対する債権を～場面である。	削除	20/01

別紙

2 共同保証人間の求償権

